

令和 8 年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援
補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料費の高騰による交通事業者等への影響を勘案し、交通事業者等を支援することにより地域公共交通ネットワークの維持・確保を図るため、事業の継続に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成 6 年規則第 40 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事業者等 鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者又は福祉有償運送事業者をいう。
- (2) 鉄道事業者 市内に主たる事務所を有する鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者をいう。
- (3) バス事業者 市内に事業所を有する道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を営んでいる者をいう。
- (4) タクシー事業者 市内に事業所を有する主として道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営んでいる者をいう。
- (5) 福祉有償運送事業者 市内に事務所を有する道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 49 条第 2 号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）を行う者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、交通事業者等であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 今後も事業を継続して行う意思を有していること。
- (2) 次のア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに定める要件を満たすこと。
ア 法人 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(イ) 当該法人の役員（取締役、執行役その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団又は条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と密接な関係を有していないこと。

イ 個人事業主 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 暴力団員等でないこと。

(イ) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

（補助対象車両）

第4条 市長は、補助対象者に対し、令和8年10月1日時点において現に使用している補助対象車両の数に応じ、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助対象車両は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす車両とする。

(1) 鉄道事業者 鉄道事業者が、鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供している同法第13条の確認を受けたものであること。

(2) バス事業者 バス事業者が、市内の事業所で保管し、かつ、乗合バス事業の用に供している車両であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道を通行する路線バスとして主に使用している車両ではないこと。

イ 本市又は他の地方公共団体が主体的に計画し、運行する路線バスとして主に使用している車両ではないこと。

ウ ひたちなか市生活交通路線維持費補助金交付要綱（平成31年告示第22号）第4条に規定する補助対象運行系統の運行に主に使用している車両ではないこと。

(3) タクシー事業者 タクシー事業者が、市内の事業所で保管し、かつ、タクシー事業の用に供している車両であって、他の地方公共団体が主体的に計画し、運行する事業の用に供している物でないものであること。

(4) 福祉有償運送事業者 福祉有償運送事業者が、市内の事務所で福祉有償運送の用に供している車両であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 鉄道事業者 補助対象車両の両数に40万円を乗じて得た額
- (2) バス事業者 補助対象車両の台数に12万円を乗じて得た額
- (3) タクシー事業者 次のア及びイに定める額を合計して得た額
 - ア 補助対象車両（福祉輸送事業の用に供しているものを除く。）の台数に5万円を乗じて得た額
 - イ 補助対象車両（福祉輸送事業の用に供しているものに限る。）の台数に3万円を乗じて得た額
- (4) 福祉有償運送事業者 補助対象車両の台数に3万円を乗じて得た額
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年12月25日までに、令和8年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、鉄道事業者にあつては、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 補助対象車両の自動車検査証の写し
 - (2) 次のアからエまでに掲げる事業者の区分に応じ、当該アからエまでに定める書類
 - ア 鉄道事業者 固定資産台帳の写し
 - イ バス事業者 最新の事業計画書の写しその他の補助対象車両の台数を確認することができる書類及びバス事業に係る許可書の写し
 - ウ タクシー事業者 最新の事業計画書の写しその他の補助対象車両の台数を確認することができる書類及びタクシー事業に係る許可書の写し
 - エ 福祉有償運送事業者 自家用有償旅客運送の登録の申請書の写しその他の補助対象車両の台数を確認することができる書類
- (交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、令和8年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、令和8年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金交付請求書（様式第3号）に関係書類を添付して、これを市長に提出するものとする。

付 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

年 月 日

ひたちなか市長

殿

申請者

所在地

団体等名称

代表者職氏名

印

（※）代表者が自署しない場合は，記名押印してください。

令和 8 年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援
補助金交付申請書

令和 8 年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金について，令和 8 年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金交付要綱第 6 条の規定により，下記のとおり申請します。

記

交付申請額	金 円
事業者の区分	☐ 鉄道事業者 ☐ バス事業者 ☐ タクシー事業者 ☐ 福祉有償運送事業者
補助対象車両の数	台（両）

補助金の交付の申請に当たり，次の事項について誓約します。

1 今後も事業を継続して行う意思を有していること。

2 次の申請者の区分に応じ，それぞれに定める要件を満たすこと。

（1） 法人 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア ひたちなか市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

イ 当該法人の役員（取締役，執行役その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団又は条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と密接な関係を有していないこと。

（2） 個人事業主 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 暴力団員等でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

様式第 2 号（第 7 条関係）

ひたちなか市指令第 号

年 月 日

所在地

団体等名称

代表者職氏名

殿

ひたちなか市長



令和 8 年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金については、令和 8 年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額・	金 円
必要な条件及び 指示事項	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

ひたちなか市長 殿

請求者

所在地

団体等名称

代表者職氏名

令和8年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援
補助金交付請求書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号で交付の決定があった
令和8年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金につい
て、令和8年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金交付
要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 円 、

2 請求額 金 円

3 振込口座（請求者の口座に限る。）

振込口座	金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店 出張所
	フリガナ		預金種目	当座 ・ 普通	
	口座名義人		口座番号		

4 添付書類

令和8年度ひたちなか市地域公共交通事業者等燃料費高騰対策支援補助金交付
決定通知書の写し